



茨城県報 第740号

平成8年4月1日

月曜日

目 次

告 示

ページ

◎茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項の一部改正(商工政策課).....	1
◎第二種大規模小売店舗に関する公示(商業流通課).....	4
◎徴収事務の委託(労政課).....	4
◎土地改良区設立の適当決定(農地管理課).....	4
◎県道路線の廃止(道路維持課).....	4
◎土地区画整理事業の決定(都市計画課).....	5
◎都市計画用途地域の決定(5件)(").....	5
◎都市計画の変更(2件)(").....	6
◎市街化区域及び市街化調整区域の変更(").....	7
◎事業計画の変更の認可(下水道課).....	7

公 告

◎都市計画事業の施行者の名称等(8件)(公園街路課).....	8
◎平成8年度宅地建物取引主任者に対する講習会の実施(建築指導課).....	11
(人 事 委 員 会)	
◎平成8年度茨城県警察官(巡査)採用試験事務の委任.....	12

告 示

茨城県告示第419号

茨城県中小企業信用保証料補助金交付要項(昭和41年茨城県告示第440号)の一部を次のように改正する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

第 2 条の表中

5 緊急経営支援融資制度による融資に対する保証	徴収予定保証料に対し年25パーセントの割合。 ただし、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者に係る保証については、徴収予定保証料に対し年50パーセントの割合
-------------------------	--

を

5 中小企業パワーアップ融資制度による融資に対する保証	徴収予定保証料に対し年25パーセントの割合。 ただし、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者に係る保証については、徴収予定保証料に対し年50パーセントの割合
-----------------------------	--

に

6 緊急経営支援融資制度による融資に対する保証	徴収予定保証料に対し年25パーセントの割合。 ただし、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に規定する小規模事業者に係る保証については、徴収予定保証料に対し年50パーセントの割合
-------------------------	--

改める。

様式第1号中

5 緊急経営支援融資制度による融資に対する保証	
-------------------------	--

を

5 中小企業パワーアップ融資制度による融資に対する保証	
-----------------------------	--

に

6 緊急経営支援融資制度による融資に対する保証	
-------------------------	--

改める。

様式第 3 号中

5 緊急経営支援 融資制度による 融資に対する保 証	変更前												
	変更後												
	増 減												

を

5 中小企業パワー アップ融資制度 による融資に対 する保証	変更前												
	変更後												
	増 減												
6 緊急経営支援 融資制度による 融資に対する保 証	変更前												
	変更後												
	増 減												

に

改める。

様式第 4 号及び様式第 5 号中

5 緊急経営支援 融資制度による 融資に対する保 証													
-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

5 中小企業パワー アップ融資制度 による融資に対 する保証													
6 緊急経営支援 融資制度による 融資に対する保 証													

に

改める

付 則

この告示は、公布の日から施行する。



茨城県告示第420号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 田 綿 利 英
- 2 建物の名称及び所在地 ドラッグ寺島 平須店
茨城県水戸市平須町1820-61

茨城県告示第421号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務の委託をした。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 受 託 者
財団法人茨城県勤労者余暇活用事業団
- 2 委託に係る使用料
茨城県立中小企業福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和39年茨城県条例第14号）別表に規定する施設及び付属設備の使用料
- 3 委託期間
平成8年4月1日から平成9年3月31日まで

茨城県告示第422号

土浦市手野町706番地高寄源之助ほか17名から認可申請のあった手野土地改良区の設立については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類
手野土地改良区定款の写し
手野地区土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間
平成8年4月2日から平成8年4月30日まで
- 3 縦 覧 の 場 所
土浦市役所

茨城県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、平成8年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
		終 点		
353	御前山芳賀線	東茨城郡御前山村		終点 栃木県芳賀郡芳賀町

茨城県告示第424号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により土浦・阿見都市計画土地地区画整理事業(荒川本郷土地地区画整理事業)を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第425号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、土浦・阿見都市計画用途地域を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第426号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、鹿島臨海都市計画用途地域を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第427号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、研究学園都市計画用途地域を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第428号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、石岡都市計画用途地域を決定したので、同法第

20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

**茨城県告示第429号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、日立都市計画用途地域を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

茨城県告示第430号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により土浦・阿見都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

3・2・44阿見・小池線

阿見町 大字荒川本郷 字大塚, 字鶴原の各一部

追加する部分

3・3・54本郷・中根線

阿見町 大字荒川本郷 字大塚, 字丸山, 字シク, 字梶ノ内, 字本屋敷, 字中根の各一部

3・4・55南大通り線

阿見町 大字荒川本郷 字おて橋, 字丸山, 字北古辺の各一部

3・4・56センター通り線

阿見町 大字荒川本郷 字鶴原, 字大塚, 字北古辺の各一部

3・4・57寺子・飯倉線

阿見町 大字実穀 字寺子の一部

大字阿見 字阿見原の一部

大字若栗 字三日尻, 字大砂, 字鳳凰, 字六才, 字南根, 字柏根台, 字表原谷ツ, 字柏根前,
字柏根向, 字橋向, 字下原, 字塚越, 字山田, 字膳棚, 字下田, 字三郷の各一部

大字吉原 字狐谷, 字狐岩の各一部

大字上条 字萬夫, 大字大林, 字星合の各一部

2 縦 覧 場 所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

## 茨城県告示第431号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により竜ヶ崎・牛久都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

3・3・9貝塚・中根線

牛久市 中根町 字箸塚の一部

追加する部分

3・3・43北大通り線

牛久市 下根町 字隼人山の一部

## 2 縦 覧 場 所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第432号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により土浦・阿見都市計画市街化区域及び市街化調整区域を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

縦 覧 場 所 茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第433号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 施行者の名称

鹿島郡 波崎町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島臨海都市計画下水道事業 波崎町公共下水道

## 3 事業施行期間

昭和54年2月22日から平成11年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

昭和54年2月22日茨城県告示第236号, 昭和61年3月31日茨城県告示第507号, 昭和63年2月18日茨城県告示第235号, 平成元年3月20日茨城県告示第434号の事業地のとおり。

## (2) 使用の部分

昭和54年2月22日茨城県告示第236号, 昭和61年3月31日茨城県告示第507号, 昭和63年2月18日茨城県告示第235号, 平成元年3月20日茨城県告示第434号の事業地のとおり。

---

---

公 告

---

---

## ◎都市計画事業の施行者の名称等

鹿島臨海都市計画道路事業については, 平成8年3月12日付建設省告示第512号で都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので, 同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画事業の種類及び名称

鹿島臨海都市計画道路事業

3・4・16号 粟生浜清水線

## 2 施行者の名称 茨城県

## 3 事務所の所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

## 4 事業地の所在

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

## ◎都市計画事業の施行者の名称等

大宮都市計画道路事業については, 平成8年3月12日建設省告示第513号で都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので, 同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画事業の種類及び名称

大宮都市計画道路事業

3・4・4号 宮中清水線

## 2 施行者の名称 茨城県

## 3 事務所の所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

## 4 事業地の所在

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし



## ◎都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については、平成8年3月12日付建設省告示第514号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
水戸・勝田都市計画道路事業  
3・4・55号 湊磯崎線
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地  
水戸市三の丸1丁目5番38号  
茨城県庁
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし

## ◎都市計画事業の施行者の名称等

土浦・阿見都市計画道路事業については、平成8年3月12日建設省告示第515号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
土浦・阿見都市計画道路事業  
3・3・6号 土浦新治線  
3・4・8号 真鍋神立線
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地  
水戸市三の丸1丁目5番38号  
茨城県庁
- 4 事業地の所在  
収用の部分 変更なし

## ◎都市計画事業の施行者の名称等

石岡都市計画道路事業については、平成8年3月12日建設省告示第516号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
石岡都市計画道路事業  
3・4・6号若松行里川線

- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地  
水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号  
茨城県庁
- 4 事業地の所在  
収用の部分 変更なし

~~~~~

◎都市計画事業の施行者の名称等

笠間都市計画道路事業については、平成 8 年 3 月 12 日建設省告示第 517 号で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

平成 8 年 4 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称
笠間都市計画道路事業
3・4・3 号 笠間停車場寺崎線
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地
水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号
茨城県庁
- 4 事業地の所在
収用の部分 変更なし

~~~~~

◎都市計画事業の施行者の名称等

取手都市計画道路事業については、平成 8 年 3 月 12 日建設省告示第 518 号で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

平成 8 年 4 月 1 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
取手都市計画道路事業  
3・4・3 号 上新町環状線
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事業所の所在地  
水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号  
茨城県庁
- 4 事業地の所在  
収用の部分 変更なし

~~~~~

◎都市計画事業の施行者の名称等

高萩都市計画道路事業については、平成 8 年 3 月 12 日付建設省告示第 519 号で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類及び名称

高萩都市計画道路事業

3・3・9号 石滝赤浜線

3・4・5号 高浜安良川線

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

4 事業地の所在

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

◎都市計画事業の施行者の名称等

土浦・阿見都市計画道路事業については、平成8年3月12日付建設省告示第520号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画道路事業

3・4・27号 新町中郷線

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

4 事業地の所在

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

◎平成8年度宅地建物取引主任者に対する講習会の実施

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項（同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定した講習会を次のとおり実施する。

平成8年4月1日

茨城県知事 橋 本 昌

講習実施団体

水戸市金町3丁目1番3号

社団法人 茨城県宅地建物取引業協会

講習実施予定日

実施回数	講 習 開 催 日 時
第111回	平成 8 年 4 月 11 日 (木) 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 30
第112回	平成 8 年 4 月 24 日 (水) 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 30
第113回	平成 8 年 5 月 16 日 (木) 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 30
第114回	平成 8 年 6 月 7 日 (金) 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 30
第115回	平成 8 年 6 月 28 日 (金) 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 30
第116回	平成 8 年 8 月 9 日 (金) 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 30
第117回	平成 8 年 9 月 19 日 (木) 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 30
第118回	平成 8 年 11 月 21 日 (木) 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 30
第119回	平成 8 年 12 月 12 日 (木) 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 30
第120回	平成 9 年 1 月 21 日 (火) 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 30
第121回	平成 9 年 3 月 6 日 (木) 午前 9 : 30 ~ 午後 4 : 30

受講場所

水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号

水戸市民開館大会議室

~~~~~  
( 人 事 委 員 会 )

## ◎平成 8 年度茨城県警察官 (巡査) 採用試験事務の委任

職員の任用に関する規則 (昭和 41 年茨城県人事委員会規則第 18 号) 第 11 条の規定に基づき、平成 8 年度茨城県警察官 (巡査) 採用試験の実施に関し、事務の一部を茨城県警察本部長に委任した。

平成 8 年 4 月 1 日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
 (休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 0 0 円)

発行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)